

# 『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和5年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

## 加工食品クラスター輸出緊急対策事業

加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等を支援します。

### 対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す食品製造事業者等

(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

### 支援内容

(1)加工食品のPR、テストマーケティング、輸出人材育成等

加工食品の輸出について、複数の食品製造事業者等が参画した商流拡大に向けたプロモーションやテストマーケティング、輸出人材育成等に係る費用。

(2)輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等

輸出先国・地域の規制・条件等に対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用。

### ○補助率

補助率は、補助の対象となる経費について

食品製造事業者等を構成員とする団体の場合は**定額(2,000万円を上限とする。)**

それ以外の場合は**1/2以内(500万円を上限とする。)**を助成します。

### ○要件

・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)

・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携

・(2)の事業は、中小企業者(資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすもの)又は主として中小企業者から構成される団体に限る。

### ご利用方法

#### ■ 事業スキーム



公募時に関係機関に必要な書類を提出してください。

### 【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話: 03-6744-2068